

「著作権教育」としての学習内容

法の中身を知る

「著作権教育」の学習のねらい

著作権法の中身を知る。

- 著作権が存在しないものがあることを知る。
- 著作権が切れている作品があることを知る。

生徒の活動

- 著作権のないものとなくなったもの、というものが存在することを知る。
- 著作権が切れたものを、みんなで共有する試みがあることを知る。

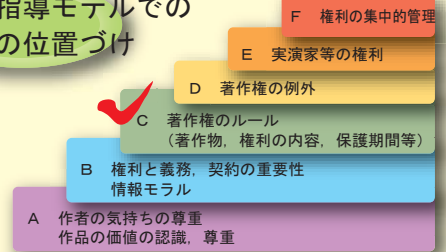
「著作権教育」の指導のポイント

- 著作権が存在しない具体的な例を示して理解させる。
- 事実という点で、新聞を誤解しないように注釈を加える。
- 著作権が切れたものが存在していることを理解させる。

これだけは！ 押さえない指導内容

- 著作権の存在しないものを正しく理解させ、誤解を生まないようにする。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



具体的な展開例

著作権が無いものについて、次のポイントを話し合う

- 憲法やその他の法令のような法律の条文は著作権がない。国や地方公共団体の出す広報資料や統計資料なども著作権がない。
 - ➔ 著作物であっても著作権がないものには、次のものが掲載されている。
 - ① 憲法やその他の法令（地方公共団体の条例，規則など）。
 - ② 国，地方公共団体などから公表される告示，訓令，調達など。
 - ③ 裁判所の判決，決定，命令など。
 - ④ 上記①～③の翻訳物や編集物で国，地方公共団体などが作成するもの。
- 『事実の雑報及び時事の報道は著作物に該当しない』とされている。
 - ➔ 新聞記事は著作物であり，著作権が存在する。
- 著作権が存在しないのは，人事異動や人の死亡などの事実を伝える記事，火事や交通事故の事実だけを伝える記事など，新聞社や記者の思想や感情を交えず，事実だけを簡潔に伝える記事の場合だけに限る。
- 著作権には期限があるため，大昔の作品は著作権が切れている。多くの文学作品が，文字データだけであるがネット上に無料で公開されているのは，このためである。
 - ➔ 著作権がない・切れたものだからといって，元の作品を貶めたり台無しにしたり，歪めたりするような改変を加えることはできない。

この事例の実践に参考となる教材・資料

(社) 著作権情報センター「はじめての著作権講座
著作権って何？」(著作物にはどんな種類がある?)

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html>

